



# 熊谷東ロータリークラブ会報



クラブテーマ

「みんなで参加しよう」

会長：清水 利夫 会報情報委員長：浅井 純次

幹事：宮川 進 会長エレクト：野澤 正春

国際ロータリー会長：ステファニー A. アーチック

第2570地区ガバナー：五十幡 和彦

〒360-0037 熊谷市筑波2-28-2 三和ビル2F

TEL.048-525-3025 FAX.048-525-7011

office@kumagaya-east-rc.com

例会日：水曜日12時30分/月末は夕刻例会 18時30分

通算 第2163回 会員卓話 野澤正春会員

令和7年3月12日

◎司会：中山 康徳 正 SAA ◎点鐘：清水会長

## 会長挨拶

清水 利夫 会長



### 知って得する身近な法律 (17)

本日は、時効制度について説明します。

#### 1. 時効制度の存在理由

時効とは、一定の事実状態、例えば、ある人が所有者であるような事実状態、ある人が債務を負担していないような事実状態などが永続した場合に、この状態が真実の権利関係に合致するものかどうか、いいかえれば、果して所有者であるかどうか、果して債務がないかどうか、を問わずに、その事実状態をそのまま尊重し、これをもって権利関係と認め、他に真実の所有者があっても、また真実に債務があっても、その主張を許さない、とする制度です。

2. 時効制度には、得をする時効制度と損をする時効制度とがあります。

3. その得をする時効制度として、所有権の取得時効の制度があります。民法第162条では、次のように規定しています。

① 20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

② 10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、

過失がなかったときは、その所有権を取得する。

①項と②項との違いは、①項の場合には、他人の物を20年間占有すれば、悪意があっても自分の物になるということです。

②項の場合には、他人の物であることに善意無過失であったことが要件となっています。

4. 損する時効制度として、債務等の消滅時効の定めが、民法第166条で定められています。

①債務者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。

②権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。(平成29年改正)

#### 5. むすび

このように、長期間、権利のうえに眠る者は、法律上も保護されなくなってしまうので、注意が必要です。

例会日	出席	欠席	MU	出席率
3.12	8	8	0	50 %

〈本日 4/2 のプログラム〉

理事会報告  
誕生日 (4月)

## 幹事報告

宮川 進 幹事



### 熊谷市国際交流協会より

NZ・インバーカーギル市民訪問団歓迎会の案内

4/6 (日) 18:00～

キングアンバサダーホテル 3F (3/19 〆切)

### 熊谷さくらマラソン大会会長より

3/16 (日) 8:15～熊谷さくら運動公園 開会式への案内

### 熊谷市美術家協会より

第57回熊谷市美術展授賞式の案内

4/6 (日) 13:30～熊谷市立文化センター 4F

## 報告

清水 利夫 会長



剣道大会の説明を熊谷 RC の理事会に説明に行った時の件

## 会員卓話

野澤 正春 会員



今後の事業について

## ニコニコ BOX



### 清水会長・野澤副会長・宮川幹事

桜の蕾もふくらみ春を最近に感じる季節になりました。

本日は野澤正春会員、本日の卓話楽しみです。宜しくお願い致します。

### 清水利夫会長

野澤正春会員の卓話、楽しみにしていました。

### 浅井純次会員

埼玉県情報サービス協会より緊急メールにて、不正送金被害のレポートがきましたので共有します。

### 中山康徳会員

野澤会員の卓話を楽しみに出席いたしました。

### 市川富夫会員

野澤会員卓話よろしくお祈いします。

ニコニコ BOX	本日	累計
3.12	¥8,000	¥282,000

### 〈次回 4/9 のプログラム〉

会員卓話  
高橋勤二会員  
角田健会員